

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○生活困窮者自立支援法施行細則

(社会福祉課)

一

## 規 則

生活困窮者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

生活困窮者自立支援法施行細則

(目的)

第一条 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号。以下「法」という。)の施行については、生活困窮者自立支援法施行令(平成二十七年政令第四十号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成二十七年厚生労働省令第十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(生活困窮者住居確保給付金の支給の申請)

第二条 省令第十三条の規定による申請書の提出は、行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)第三条により設置された保健福祉事務所の長(以下「保健福祉事務所長」という。)に行わなければならない。

2 法第四条第二項の規定により生活困窮者自立相談支援事業の全部又は一部を委託している場合、前項の申請書の提出は、当該事業の受託者(以下「自立相談支援機関」という。)を経由して行わなければならない。

(入居予定住宅に関する状況通知書等)

第三条 生活困窮者住居確保給付金(以下「給付金」という。)の支給の申請をした者(以下「申請者」という。)のうち住居を喪失したものは、入居希望の住宅が確定した場合には、当該住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者(以下「貸主等」という。)が作成する入居予定住宅に関する状況通知書(様式第一号)を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

2 申請者のうち住居喪失のおそれのあるものは、入居住宅の貸主等が作成する入居住宅に関する状況通知書(様式第二号)を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

3 前二項の規定による状況通知書の提出については、前条第二項の規定を準用する。

(住居確保給付金対象者証明書)

第四条 保健福祉事務所長は、給付金の支給の申請の内容が適正と判断した場合には、申請者に対して、住居確保給付金支給対象者証明書(様式第三号)を交付する。

(住居確保報告書)

第五条 申請者のうち住居を喪失した者は、住宅に入居した場合に住居確保報告書(様式第四号)を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による住居確保報告書の提出については、第二条第二項の規定を準用する。

(給付金の支給の決定)

第六条 給付金の支給の決定をするときの書面は、住居確保給付金支給決定通知書(様式第五号)によるものとする。

2 給付金の不支給の決定をするときの書面は、住居確保給付金不支給決定通知書(様式第六号)によるものとする。

(給付金の給付期間の延長)

第七条 給付金の受給者が給付期間の延長を求めるときには、住居確保給付金支給申請書(期間延長・再延長用)(様式第七号)を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出については、第二条第二項の規定を準用する。

3 保健福祉事務所長が給付金の支給の期間の延長を決定するときの書面は、住居確保給付金支給決定通知書(期間延長・再延長用)(様式第八号)によるものとする。

4 給付金の支給の期間の延長を行わないことを決定するときの書面は、住居確保給付金不支給決定通知書(様式第六号)によるものとする。

(給付金の支給額の変更)

第八条 給付金の受給者が給付金の支給額の変更を求めるときには、住居確保給付金変更支給申請書(様式第九号)を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出については、第二条第二項の規定を準用する。

3 保健福祉事務所長が給付金の支給の額の変更を決定するときの書面は、住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第十号）によるものとする。

4 給付金の支給額の変更を行わないことを決定するときの書面は、住居確保給付金不支給決定通知書（様式第六号）によるものとする。  
（常用就職届）

第九条 給付金の受給者が期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職をした場合には、常用就職届（様式第十一号）を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による常用就職届の提出については、第二条第二項の規定を準用する。

（住居確保給付金支給停止届等）

第十条 給付金の受給者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）を受給した場合には、住居確保給付金支給停止届（様式第十二号）を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

2 保健福祉事務所長が給付金の支給を停止するときの書面は、住居確保給付金支給停止通知書（様式第十三号）によるものとする。

3 職業訓練受講給付金の受給により給付金の支給を停止されている受給者が、再び給付金の給付を受けようとする場合には、住居確保給付金支給再開届（様式第十四号）を保健福祉事務所長に提出しなければならない。

4 保健福祉事務所長が給付金の支給を再開するときの書面は、住居確保給付金支給再開通知書（様式第十五号）によるものとする。

5 第一項の規定による住居確保給付金支給停止届の提出及び第三項の規定による住居確保給付金支給再開届については、第二条第二項の規定を準用する。

（住居確保給付金支給中止通知書）

第十一条 保健福祉事務所長が給付金の支給を中止するときの書面は、住居確保給付金支給中止通知書（様式第十六号）によるものとする。  
（生活困窮者就労訓練事業認定通知書等）

第十二条 知事は、法第十条第一項の認定をしたときは、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第十七号）により、当該認定を申請した者に通知するものとする。

2 知事は、法第十条第一項の認定をしなかったときは、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第十八号）により、当該認定を申請した者に通知するものとする。

（認定生活困窮者就労訓練事業変更届）

第十三条 省令第二十二條の規定による届出は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第十九号）によるものとする。

（認定生活困窮者就労訓練事業廃止届）

第十四条 省令第二十三條の規定による届出は、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第二十号）によるものとする。

（生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書）

第十五条 法第十条第三項の規定による認定の取消しは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第二十一号）によるものとする。

（報告徴収書）

第十六条 法第十五條第二項の規定による報告は、報告徴収書（様式第二十二号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

入居予定住宅に関する状況通知書

- 1 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。  
このことについて、物件等に関する概要等について通知しました。  
また、必要に応じて暴行団員を有しないことについて相違ありません。保健福祉事務所又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
- 2 暴行団員を有しないことと関係事項について相違ありません。保健福祉事務所又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
- 3 住居確保給付金の支給決定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関間で相互利用されることについて同意します。

宮城県 保健福祉事務所長 殿

貸主又は貸主から委託を受けた事業者

(商号又は名称) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 (代表者名) \_\_\_\_\_ 年 月 日 印  
 (代表者の〒) \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_  
 (免許証番号) \_\_\_\_\_  
 (担当) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地のみ記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名	年 月 日
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 ( 名 )

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	円
家賃	
入居予定日	年 月 日 ( 年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上回るとし給付額とする。
- ※2 対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含まずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の( )内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

(裏面あり)

初期費用		円
(1) 家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	( 月分 + 日割り	日分として)
共益費		円
管理費		円
敷金		円
礼金等	礼金	円
	その他 ( )	円
(2) 媒介報酬額		円
(3) その他 (入居保証料等)		円
合計		円

※初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)の貸付け」の申請を行う際に必要情報であるため、記載願います。

振込口座	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリカナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普 通 ・ 当 座
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリカナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普 通 ・ 当 座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリカナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普 通 ・ 当 座
初期費用(2)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリカナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普 通 ・ 当 座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリカナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普 通 ・ 当 座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)  
 入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内の個人情報(保健福祉事務所、公共共済業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されること)について同意します。として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給は、原則として、私へ同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

(注意事項) 住居確保給付金支給申請者は、この通知書を保健福祉事務所長（又は自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

暴力団員等と関係を有する貸主又は貸主から委託を受けた事業者の排除

- 貸主又は貸主から委託を受けた事業者（以下「貸主等」という。）が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないこと...
1 貸主等
2 個人で営業する者
3 暴力団員等
4 暴力団員等
5 暴力団員等
6 暴力団員等
7 暴力団員等
8 暴力団員等
9 暴力団員等

【暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。
※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

様式第2号（第3条関係）

(表面) 入居住宅に関する状況通知書

下記の者に対し、貸貸している住宅に関する概要等について通知します。
1 暴力団員等と関係を有しないこと
2 また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないこと

宮城県 保健福祉事務所長 殿 貸主又は貸主から委託を受けた事業者 年月日

（暴力団員等と関係を有しないこと）の確認事項
裏面の1から9に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）」と関係を有する貸主又は貸主から委託を受けた事業者」でないこと

入居者 氏名 生年月日 同居状況 入居開始年月日
※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

入居している賃貸住宅
名称 所在地 家賃
※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額：円）
※2 対象となる賃貸借借契約及び定期賃貸借借契約に限る。
※3 対象となる賃貸借借契約及び定期賃貸借借契約に限る。
振込口座

住居確保給付金の振込先 貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座
フリカナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別
普通 当座

(裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)
住居確保給付金の上記のとおりで行うために必要となる範囲内で、保健福祉事務所、私の個人情報が、住居確保給付金の自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名..... 印

住所.....

電話番号.....

宮城県 保健福祉事務所長 印

(担当)

(電話番号)

(注意事項)
住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(参考)

暴力団員等と関係を有する貸主又は貸主から委託を受けた事業者の排除について

- 貸主又は貸主から委託を受けた事業者(以下「貸主等」という。)が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する者(以下「貸主等」という。)が、当該貸主等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第1号)、(様式第2号)」(様式第1号)を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅」(様式第1号)と関係する状況有する貸主等とは次のいずれかに該当するものをいいます。
1 法人等の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者
2 個人で営業所若しくは事務所の業務を統括する者
3 暴力団員等がその事業活動に関与している貸主等
4 暴力団員等がその事業活動に支店として使用している貸主等
5 暴力団員等がその事業活動に支店として使用している貸主等
6 役員等が自己若しくは暴力団員等を利用して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に関与し、若しくは役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している貸主等
9 暴力団員等である個人、又は貸主等
不当に利用する個人、又は貸主等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

様式第3号(第4条関係)

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

(担当)
(電話番号)

本人関係

Table with columns for Name, Birth Date, Current Residence, and Telephone Number.

入居予定の賃貸住宅

Table with columns for Name, Location, and Move-in Date.

住居確保給付金支給予定額

Table with columns for Payment Amount and Unit.

(注意事項)
この証明書の有効期限は、入居予定日の1か月後までとします。

様式第4号 (第5条関係)

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

宮城県 保健福祉事務所長 殿

年 月 日

フリガナ

氏 名 ..... 印

電話番号 .....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金（住宅入居費）（社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 （資金振込日）	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請のを行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならぬやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に自立相談支援機関に相談してください。

様式第5号 (第6条関係)

(表面)

第 年 月 日 号

殿

宮城県 保健福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 支給額 月額 円
- 支給期間 年 月 ( ) 年 月 月家賃相当分) から 年 月 ( ) 年 月 月家賃相当分) まで
- 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 支給対象となる住宅 名称 所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の(1)から(3)までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - (1) 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
  - (2) 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
  - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第11号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号(第6条、第7条、第8条関係)

第 号  
年 月 日

殿

宮城県 保健福祉事務所長 印

住居確保給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第7号 (第7条関係)

(表面)

住居確保給付金支給申請書 (期間延長・再延長用)

フリガナ 氏名			
生年月日	年 月 日	満 ( ) 歳	
電話番号		4 性別	男・女

5 期間延長・再延長が必要な理由

6 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金次第のとおりであること

フリガナ									
氏名	本人								
続柄									合計
性別									
生年月日									
収入(月額)	円		円		円		円		円
預貯金等	円		円		円		円		円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

私は、          年          月          日付け第          号により、住居確保給付金の支給決定を(受け、          年          月          日付け第          号により期間延長の住居確保給付金の支給決定を)受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の(延長・再延長)を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。)第4条第1項第2号に規定する保健福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 殿

申請者氏名

記在印用又は署名 印

(裏面)

(注意事項)

- 申請内容は正しく記載してください。偽りその他の不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
  - 受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
  - 支給に必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第15条に基づき、報告等を求めることがあります。
  - 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、保健福祉事務所から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
  - 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
  - 省令第14条に基づく就労支援に関する保健福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
  - 省令第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。
- (添付書類)
- 誠実かつ熱心に就職活動を行っていたことを証する書類  
(例) 職業相談確認票(参考様式6)  
住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)
  - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類  
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し



様式第 8 号 (第 7 条関係)

(表面)

第 号  
年 月 日

股

宮城県 保健福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間延長・再延長用)

年 月 日付け 第 号で支給決定を (行い、 年 月

日付け 第 号で期間延長の支給決定を) 行った住居確保給付金については、

年 月 日付け住居確保給付金支給申請書 (期間延長・再延長用) に基づき、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 支給期間 年 月 ( 年 月家賃相当分) から 年 月 ( 年 月家賃相当分) まで

3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた者の口座に振り込むこと  
により、支給決定者に対する支給とする。

4 支給対象となる住居 名称 所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の(1)から(3)までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
  - (1) 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
  - (2) 毎月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。
  - (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届 (様式第11号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この決定に不服があるときは、この決定についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第9号 (第8条関係)

住居確保給付金変更支給申請書

私(は、 年 月 日付け 第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 殿

フリガナ 氏名 住所 印

生年月日 電話番号

変更理由

(例) ・家賃が別添の契約書のとおり変更となったため。 ・貸主の責による転居のため。(現在居住している賃貸住宅は○月○日に退去します。)

添付書類

- 1 家賃変更の場合 変更契約書等家賃の変更を記する書類
2 収入減少の場合 (賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
3 転居した場合 自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
・転居先の賃貸借契約書の写し

様式第10号 (第8条関係)

殿

宮城県 保健福祉事務所長 閣

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、 年 月 日付け住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 変更支給額 月額 円

2 変更後の家賃に対する支給期間 年 月 ( 年 月) から 年 月 ( 年 月) まで

3 変更理由 (例) 申請者から給付対象となる住宅の家賃が変更になったと申請があったため。

4 対象となる住宅 名称 所在地

この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができ、この決定については、審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しを提起することなく、この決定についての取消しを提起することができません。
(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき緊急の必要があるとき
(2) 審査請求の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第11号 (第9条関係)

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。  
この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月收入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

宮城県 保健福祉事務所長 殿

年 月 日

フリガナ  
氏名 ..... 印  
住所 .....  
電話番号 .....

就職先

フリガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月 ( ) 年 月 ( ) 月家賃相当分) から 月家賃相当分) まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

様式第12号 (第10条関係)

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書 (該当) の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。  
この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

宮城県 保健福祉事務所長 殿

年 月 日

フリガナ  
氏名 ..... 印  
住所 .....  
生年月日 .....  
電話番号 .....

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書 (該当) 交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始 (予定) 日	年 月 日
訓練修了 (予定) 日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月 から ( ) 年 月 月家賃相当分)
支給額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書 (該当) の写し  
選考結果通知書の写し

様式第13号 (第10条関係)

第 年 月 日

殿

宮城県 保健福祉事務所長 印

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日 付 第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

1 支給停止時期 ( 年 月 日から 年 月 月家賃相当分から)

2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)  
 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を自立相談支援機関に提出してください。  
 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を自立相談支援機関に提出してください。  
 3 訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

この決定に不服があるときは、この決定の日から起算して60日以内(この決定に対して審査請求をすることから起算)に、審査請求の裁決を求め、審査請求の裁決がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定について取消しを提起することができます。ただし、提起する場合は、審査請求の裁決を経る必要があります。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき  
 (2) 決定 決定の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

様式第14号 (第10条関係)

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。  
住居確保給付金の支給再開を希望します。

宮城県 保健福祉事務所長 殿

年 月 日

フリガナ  
氏 名 ..... 印  
住 所 .....  
生年月日 .....  
電話番号 .....

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた 支給単位の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位の末日	年 月 日

(添付書類)  
・届出時に居住している住宅の賃貸借契約書の写し  
・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

様式第15号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 印

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日付け 第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給再開時期 年 月分 ( 年 月分 ) から 年 月家賃相当分) まで

様式第16号 (第11条関係)

第 号  
年 月 日

殿

宮城県 保健福祉事務所長 印

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日付け 第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 ( 年 月 から 年 月家賃相当分から )
- 2 支給中止の理由

この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができ、この決定については、審査請求の裁法を経た後に、審査請求の裁法があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県をたて次いで地方裁判所にこの決定についての取消しを提起することなく、この決定についての取消しを提起することができます。審査請求の裁法を経ることなく、この決定についての取消しを提起することなく、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁法がないとき緊急の必要があるとき、審査請求の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁法を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第17号 (第12条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県知事

印

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第1項の認定をしたので通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容	
当該認定に関する事項	認定年月日
	認定番号

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合は、開始、変更又は廃止について、1か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づき届出が必要です。

様式第18号 (第12条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県知事

印

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第1項の認定をしなかったので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

様式第19号 (第13条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 { 主たる事業所  
 名 所在地  
 代表者の職・氏名 } 印

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更(する・した)ので、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業者の名称、主たる事業所及び代表者の氏名(省令第22条第1号)	
認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所、連絡先及び事業者の氏名(省令第22条第2号)に関する変更内容	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数(省令第22条第3号)	
認定生活困窮者就労訓練事業の内容(省令第22条第4号)	
就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名(省令第22条第5号)	

※変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

様式第20号 (第14条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者 { 主たる事業所  
 名 所在地  
 代表者の職・氏名 } 印

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第23条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称及び所在地	
廃止年月日	年 月 日

様式第21号 (第15条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県知事

印

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付けで行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

取消しに係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消しに係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消しとなった理由	

様式第22号 (第16条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県知事

印

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。  
本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第22条第2項の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	年 月 日